

ニッポンハム食の未来財団  
平成28年度 事業計画書

《 基本方針 》

前年度に引き続き、食物アレルギーを取り巻く社会環境の改善に資する公益性ある事業を推進し、社会に貢献することを使命と認識する。食物アレルギー分野の研究促進を目的とする事業及び関係する人々の生活環境の改善、啓発活動を通じて社会から信頼される財団を目指す。

前年度からの継続事業については、事業成果を的確に評価することにより課題を抽出・是正し、成果の質を高めるとともに社会へのPRと普及に注力する。

また、今年度中に“公益財団法人”への移行申請を実行する。

《 事業計画 》

1. 研究開発加速支援事業

(1) 設立記念研究助成事業（平成27年度実施）

本財団法人の設立を記念して、食物アレルギーに関する基礎研究、診断・治療及び対応食品の開発の促進を目的に実施した研究助成事業（件数：6件、助成総額：600万円、期間：平成27年4月～平成28年3月）の完了に伴い、研究助成報告書を纏め、当財団HPに掲載する。

(2) 平成28年度公募型研究助成事業

食物アレルギーに関わる科学技術の振興・促進を図り、患者を取り巻く医療や食環境の改善に寄与することを目的に企画・実施した研究助成事業において、平成27年度に採択及び決定された食物アレルギーに関する基礎研究、診断・治療及び対応食品の開発に関する研究課題に対して研究助成を実施する。

件数及び金額；個人研究16件・3,044万円、共同研究7件・3,260万円

期間；平成28年4月～平成29年3月

ア) 研究の進捗管理⇨訪問

イ) 研究成果報告書・支出報告書のまとめ（平成29年4月）

ウ) 研究成果報告書の作成と公開（財団HPへの掲載、冊子作成配布、報告会の開催）

(3) 平成29年度公募型研究助成事業

平成29年度公募型研究助成について、公募、審査、助成先の決定を行う。

ア) 平成29年度研究助成募集要項の策定

研究助成審査委員会で提言のあった審査方法等に関する改善内容も考慮し策定する。

理事会での承認（平成28年3月及び平成28年6月）

イ) 公募 (平成 28 年 7 月～9 月)

ウ) 採択課題の決定 (平成 29 年 1 月)、通知 (2 月)、覚書締結 (3 月)

(4) 学会を通じた学術振興支援及び情報発信

ア) 食物アレルギー関係学会 (日本アレルギー学会 (6 月)、日本小児難治喘息・アレルギー疾患学会 (7 月)、日本小児アレルギー学会 (10 月)、食物アレルギー研究会 (2 月)) への参加

イ) 食品関係学会 (日本栄養食糧学会 (5 月)、日本食品化学会 (6 月)) への参加

ウ) 栄養士関係学会 (日本栄養改善学会 (9 月)) への参加

エ) 各学会大会で広告掲載を実施

2. 食物アレルギー領域の QOL 維持・向上を目指した啓発活動

(1) 第 2 回料理コンテストの実施

前年度に継続して食物アレルギーに対応したアイデア料理を募集。審査委員会を設置し、コンテスト形式で表彰する。

家庭等で誕生した技術の伝承、合わせて関係者にコミュニケーションの場を提供することを目的とし、食物アレルギーの方や家族の豊かな食生活への貢献を目指す。

ア) 第 2 回料理コンテストの事業内容の策定；募集対象者の分類、対象料理の区分等

イ) 表彰式の開催

(2) 食物アレルギーセミナーの実施

全国最大 5 か所で栄養士及び食関係に従事している方を対象とする食物アレルギーに係る基礎知識や最新情報に関するセミナーを実施する。

(3) 団体活動への支援の実施

全国の市民、民間団体の活動を支援する。支援先の決定を公正・公平に行うために、基本的に公募制とし、関係規程の策定、採択に至る仕組みを構築し推進する。

3. 地域社会、産業と連携した食物アレルギー対応力向上に向けた取組み

(1) 小学校寄贈用書籍の普及

平成 27 年度に制作し全国の小学校、公立図書館に寄贈した「食物アレルギー」を主題にした書籍 (まんが) について、比較的長期に渡り反響や評判の調査を開始する。

また小冊子を学会等で配布する。

(2) 食物アレルギーに対応する料理や食品の普及活動

食物アレルギーに向き合う人々が、安全でおいしい料理や食品を簡便に入手、活用できる環境を整えるための普及活動を支援する。

(3) 行政との連携

アレルギー疾患対策基本法の施行に伴い、各種ガイドライン（厚労省、文部科学省、消費者庁）の普及あるいは自治体の施策を支援する活動を行う。

#### 4. ホームページによる情報発信

(1) コンテンツを充実させ、情報発信力に優れた HP へと拡充する。

(2) 財団活動の認知を高めるため、アクセス数の向上を目指した Web 広告等を実施する。

#### 5. 財団運営

(1) 法令遵守を第一とした堅実な運営を行う。

(2) 公益認定申請に向けて取組み、申請の完了を目指す。

以上